○農林水産省告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡豊丘村大字河野七三五〇の二、七三五一の二、七三五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市長地字白欠五九二一から五九二三まで、五九二七、五九二八、五九二九の一、下伊那郡阿南町字西條一七六六の四、一七六六の七、字和合六八二の一、六八三の一、六八三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに岡谷市役所及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡御代田町大字広戸字高根下一一の一、字上岩下六三の一、六三の三、六四の三、九三、字黒岩一〇八の一、一二二の三、字岩黒岩一一〇の四、字西畑一七七の一、一八七の六、字道陸神二三三の七、二三三の一〇、二三三の一二、字上滝沢三一二の一、三一二の四、三二九の一、三三〇の一、三三〇の二、三五八、三六二の一、三六五の一、三六五の二、三六七の一から三六七の三まで、字和田六二五から六二七まで、六二八の二、六二九の一、六三〇の一、六三六、六三八、六三九、六四二、六四四の一、六四四の二、字内城六四八の二、六六二の二、六七〇の一、東筑摩郡生坂村三四九三の一、三四九五、三四九六、三五一〇の二、三五一一の二、七三四五、七三四七の一、七三四七の二、七三五五の二、七三八六の二、七三八八の一、飯田市南信濃和田二二六五、二二六七の二、二二六七の五、二二六八、二二七九、二二八一の一、二二八一の三、二二八二のイ、二二八四、二二八五のイ、二二八六の一、二二八六の二、二二八八、二二九一、二二九八、二二九九、二三〇一、二三〇二の一、二三〇七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県東牟婁郡北山村大字七色字不動谷六二一の一・六二三・六二六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六二二、六二四、六二五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
〇二CN〇五	平成二十四年二月十六日	質量計第一類	トンカンヒャクリタツケンコウキザイユウゲンコウシ	トンカンヒャクリタツケンコウキザイユウゲンコウシ中華人民共和国カントン省トンガン市ナンジョウ区ゴウズコウギョウ区

○国土交通省告示第二百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　四国横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西予市宇和町稲生七〇四番二から同市宇和町卯之町五丁目一五番一まで	前	最大 三三七（メートル） 最小 三二（メートル）	四七二
	後	最大 二六〇 最小 〇〇	

○海上保安庁告示第五十号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。